

(6) 組織の改革

【目標】 社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図り、また、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図る。

【計画】

① ガバナンスの強化

ア 本庁による全国統一的な業務管理

- ・全国的に統一した業務マニュアル（平成18年10月～）の精緻化・拡充
- ・全職員が随時、検索や閲覧ができる情報システム化の推進
- ・職員からの職務遂行上の疑問等に係る照会について、迅速に対応ができる仕組みの整備
- ・現場からの内部改善提案制度や、国民からの苦情、事件事故を本庁に集約し、分析の上で地方に改善方策を徹底させる機能の強化
- ・社会保険事務局・事務所ごとに定められている事務処理規程の廃止及び全国統一的な事務処理規程の策定・実施

イ ブロック単位での広域的な取組の推進

- ・社会保険庁訓令によりブロック内の調整を担当する事務局（ブロック担当事務局）を位置づけて、ブロック単位の活動を推進（平成18年4月～）
- ・地方社会保険監察官について、ブロック担当事務局に集約配置し、本庁による直接の指揮監督の下、監察を実施（平成18年10月～）
- ・事務所長以上の地方幹部の人事及び人事評価について、ブロック担当事務局長による調整を位置づける（平成19年4月～）。
- ・大学校やブロック担当事務局と連動したブロック単位研修の実施
- ・事務局ブロック化に向けて、段階的なブロック単位の活動を行うための体制作り

ウ 数値による事業管理の推進

- ・数値による目標や計画を盛り込んだ社会保険事業計画の実施と実績評価
- ・国民年金保険料収納に係る行動計画（アクションプログラム）

エ 管理職員のリーダーシップ・マネジメント力の向上

- ・管理職員にふさわしい人材の登用
- ・各組織における上司と部下の対話ミーティング
- ・管理職員に対する研修

オ コンプライアンス（法令遵守）の推進

- ・法令遵守について職員が通報できる内部通報制度（平成16年10月～）
- ・外部（職員以外の者）からの法令違反通報窓口（平成18年6月～）
- ・通報への対応や防止策を検討する社会保険庁法令遵守委員会
- ・各社会保険事務局の法令遵守委員会（平成18年7月～）
- ・研修その他の継続的かつ自主的な取組を推進する法令遵守推進者（平成17年2月～）
- ・社会保険大学校、各社会保険事務局及び社会保険事務所で行う研修における社会保険事業に携わる使命感の涵養、業務に即した法令遵守研修の充実
- ・事例集や事故リストを題材とした研修資料の活用
- ・法令遵守の理念・チェックポイントを職員が携帯（「見える化」の実施）

カ 開かれた組織運営

- ・社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図るため、本庁に「社会保険事業運営評議会」を設置（平成16年度～）

- ・各社会保険事務局等の事業運営及び業務の実施状況について広く地域の方々に情報提供を行うとともに、利用者及び被保険者等の視点からの意見を受け止め、サービスの改善を図るため、地方社会保険事務局に「サービス改善協議会」を設置（平成17年度～）
- キ 監察機能の強化
 - ・事務所監察においては、不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した適正検査の充実
 - ・専門的知識を有する特別社会保険指導官の外部からの任用
 - ・事務所等に対して、事前通告なしの業務監察を実施
 - ・特定の分野の監察については、外部委託を実施

② 人事政策の改革

- ・事務局・事務所の幹部人事について、事務局推薦による方式を改め、本庁主導に移行
- ・年功序列や地域の事情にとらわれない能力本位で、広域的な人事
- ・事務局長等の事務局幹部について、全国的視野に立った事業運営を行い、改革の推進等に常にリーダーシップを発揮できる者を積極的に登用
- ・幹部職員の育成のため、高い実務能力や専門性を備えさせるため、若いうちから第一線での配置等
- ・事務所長等の任用について、能力本位、人物重視を徹底し、都道府県域を越えた人事異動を積極的に推進するとともに、本庁及び他事務局における勤務経験を重視
- ・事務所長等の地方幹部について、組織管理能力、業務遂行能力やリーダーシップ等に長けた民間人材の登用を実施
- ・有能な管理職を育成・登用するための計画的な人事ローテーションや、昇任と合わせた研修制度を実施
- ・各職員を「適用」、「保険料徴収」、「給付」、「年金相談」、「システム開発」、「業務指導」等の部門を幅広く経験させた上で、その適性を見極め、いずれかの部門の卓越した知見を有する専門家・熟達者として養成する計画的な人事配置
- ・システム開発部門に従事する職員について、ITガバナンスの強化を図るため、民間からの中途採用等の人材の育成
- ・本庁と地方との間の人事異動の拡大
- ・地方職員の本庁主要ポストへの登用の拡大
- ・ブロック内異動を中心とした事務局間の人事異動の拡大
- ・本省と社会保険庁との人事交流の推進
- ・他府省と社会保険庁との人事交流の実施

③ 人材の育成

業務の質（サービス品質）の向上等のため、戦略的な人材育成を推進する。

- ・本庁と各事務局ごとに研修計画を策定する。各事務局は地方社会保険事務局研修ガイドラインに基づき、研修を実施する。
- ・社会保険大学校において、質の高い研修を行うとともに、必要に応じて職員の専門知識の把握について試験を行い、その成績を任用に活用する。
- ・社会保険大学校において、職員のマネジメント能力を向上させるために、職務階層別研修の充実を図る。
- ・社会保険大学校において、職員の実務能力を継続的に向上させるために、ステップアップ研修の充実を図り、一部の研修において「指導者養成課程」を新設する。

- ・非常勤職員に対する研修体制の整備
- ・年金サービスに従事する全ての職員が、年金制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、引き続き職員教育を徹底する。
- ・事務局等において新規に配属された職員に対し、職場の上司を講師とした研修を実施する。(平成19年度は試行実施)
- ・社会保険事業の中で重要課題となっている業務に携わる職員を中心として、業務知識等のレベルアップを図る観点から、社会保険大学校による通信研修を実施する。

④ 人事評価制度の本格実施

人事評価制度について、試行実績を踏まえ、全職員を対象として本格実施する。

⑤ 職員の意識改革の推進

- ア 事務局・事務所ごとの主要な事業の取組状況について、逐次、組織内で公表するとともに、年間の事業実績を評価し、高い実績を挙げたものについて長官表彰を行う「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施する。
- イ 内部改善提案制度(平成16年10月～)により、日々の業務に携わる職員からの改善提案や、各地域における工夫や成果の相互交流を活発に行い、内部からの改革を推進する。
- ウ 不適正事務処理等の端緒情報を担当者レベルから速やかに幹部や他の職員と共有し、これに基づき的確な対応ができるよう、組織内の日常的な業務執行ルールを徹底する。
- エ 法令遵守・公務員倫理・個人情報保護・待遇等について、本庁、社会保険業務センター、社会保険大学校及び各社会保険事務局等において職員研修を実施する。

⑥ 人員の最適配置及び事務所等拠点の見直し

- ア 人員配置の地域間格差を是正し、最適な人員資源の配分を実現するため、平成17年度より3か年で実施してきた人員配置の見直し計画について、19年度において完了する。
- イ 内部ガバナンスの強化及び業務体制の充実を図るための本庁の体制強化を図る。
- ウ 国民年金保険料の収納体制の強化を図るための大幅な人員シフトを行う。具体的には、平成18、19年度の2か年で、国民年金保険料の強制徴収のための人員を1,000人増員する。
- エ 社会保険事務所等の配置のアンバランスを是正するため、管轄人口等を踏まえ、首都圏1都2県において、事務所の統合・分割(3増3減)を実施する。
- オ わかりやすく効果的な組織づくりを図るため、社会保険事務所の内部組織の標準化を順次進める。
- カ 社会保険事務所の庶務課業務の効率化を進める。

⑦ 業務の集約化及び外部委託の拡大

- ア 健康保険・厚生年金保険・国民年金適用業務、国民年金保険料業務、健康保険給付業務及び年金給付業務の入力業務等について、事務局単位での集約化を図るとともに、外部委託化を推進する。
- イ 新規裁定受給者に送付する年金証書の発送業務について、外部委託化を推進する。
- ウ 未適用事業所の適用促進業務について、全国の社会保険事務所で外部委託を実施する。

エ 国民年金保険料収納業務について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札の対象業務として、95カ所の社会保険事務所へ拡大し実施する（平成18年度：35カ所）。

⑧ 社会保険庁LANによる情報共有の充実・効率化

平成20年4月の社会保険庁LANの更改に向けた準備を進めるとともに、社会保険業務用端末を社会保険庁LAN端末としても利用できるようにすることで、社会保険庁LAN端末の一人一台化を実現し、情報共有の充実・効率化を図る。

(7) 政府管掌健康保険の公法人化を見据えた体制づくりの推進

【目標】平成20年10月の全国健康保険協会の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の被保険者等の意見を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、協会に業務を移管するための検討・準備を進める。

【計画】

① 被保険者等の意見を反映した事業運営の推進

- ア 政府管掌健康保険に関する広報・情報提供について、都道府県毎の運営状況や公法人化に関する情報も含め、その充実を図る。
- イ 政府管掌健康保険の健康保険事業について、都道府県毎に事業主・被保険者から構成される懇談会を開催し、必要な情報提供を行うとともに、被保険者等からの意見を踏まえ、地域の実情を踏まえた事業運営を推進する。
- ウ 健康保険事業について、広報、相談、各種事業の推進、モニターなど、健康保険事業に協力していただく被保険者を委嘱する健康保険委員（健康保険サポーター）制度を実施する。

② 政府管掌健康保険の公法人化を見据えた業務改革の推進

- ア 健康保険給付、任意継続被保険者業務については、都道府県単位で、郵送の受付・審査・入力・決定・支払等の業務の集約化を推進するとともに、全国的な業務の標準化や外注化を推進する。
- イ 健康保険給付業務について、サービススタンダードの遵守を徹底するとともに、入院に係る高額療養費の現物給付化等の新たなサービスの周知徹底を図り、被保険者サービスの充実を図る。また、保険給付の申請等については、郵送や電子申請により、被保険者等が社会保険事務所に来所しなくても手続きが完結できる環境整備を図る。

③ 保健事業の充実

保健事業については、地域の実情を踏まえ、健診の受診率や事後指導の実施率の向上を図るとともに、平成20年4月からの特定健診・特定保健指導の実施体制の整備を進める。（詳細は、「5. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項」の「(1) 保健事業の実施」を参照）

④ 医療費適正化対策の推進

政府管掌健康保険の公法人化に伴う都道府県単位の財政運営を見据え、さらに効果的かつ効率的なレセプト点検の推進を図るとともに、地域の医療費の分析の充実など、医療費適正化対策の推進を図る。（詳細は、「3. 保険給付事務に関する事項」の「(2) 健康保険の医療費の適正化」を参照）

⑤ 全国健康保険協会システムの開発

社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、全国健康保険協会の健康保険業務システム等の開発を進める。

⑥ 業務の移管等の検討・準備

政府管掌健康保険の公法人化に伴う業務の移管を円滑に行うことができるように、業務の移管に関する計画の策定等、必要な検討・準備を進める。

